

有料職業紹介手数料の返戻金制度について

株式会社シードパートナー

許可番号 13-ユ- 306538

紹介した人材が勤務開始後、自己都合により退職した場合、当社は求人者から受領した人材紹介料を以下の割合で返金します。

- ◆在職期間が1ヶ月未満の場合 80%を返金します
- ◆在籍期間が1ヶ月以上2ヶ月未満の場合 50%を返金します
- ◆在籍期間が2ヶ月以上3ヶ月未満の場合 30%を返金します

以上